

# 令和元年度第3回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会

## 議事録

日 時 令和元年12月12日(木) 午後2時00分～午後4時30分

場 所 日進市役所 南庁舎 第5会議室

出席者 <委員>谷口功、長谷川純、伴律子、土井芳己、大野忠夫、秋田有加里、  
山田幹雄、興梠精視、成田ゆき江、幸村朋子、井口紘一、  
数井美津子(敬称略)

<事務局>市:小塚多佳子(健康福祉部参事)、川本賀津三(地域福祉課長)、  
西尾直樹(同補佐)、牟田貴子(同補佐)野村圭一(同係長)、  
西澤恵利子(同主査)、桑ヶ谷英紀(同主事)

社協:小林正信(局長)、天野典幸(包括支援課長補佐)、  
栗崎明子(地域福祉課長補佐)、三林紫帆里(同係長)

欠席者 松原健(敬称略)

傍聴の可否 可

傍聴の有無 5名

次 第 1 あいさつ

2 議事

(1) にっしん幸せまちづくりプランの見直しについて

① にっしん幸せまちづくりプランについて

② 自殺対策計画について

③ 成年後見制度利用促進計画について

(2) パブリックコメントについて

3 その他

事務局 定刻になりましたので、令和元年度第3回わたしのまちのしあわせづくり委員会を開催いたします。本日は、1名の委員がご都合により欠席のため、委員13名のうち、12名の方が出席されております。会の成立には半数以上の出席が必要となっており、本日の委員会は成立します。  
それでははじめに谷口委員長より、ごあいさつをお願いします。  
(委員長あいさつ)

事務局 ありがとうございます。  
それでは議事に入る前に、会議資料の確認をお願いします。  
(資料確認)  
では、これからの進行については、委員長をお願いします。

委員長 委員長の谷口です。よろしくをお願いします。本日5名の方が、傍聴を希望しておられます。日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則第16条の規定に基づき、会議を公開とするのか非公開とするのかを決定します。本日の議題は次第のとおりです。審議の段階で個人のプライバシー等明らかに公開するのに適当でない事項の審議はありません。会議の公開についてご意見がなければ、第10条及び第11条の規定に基づき入室を決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。  
(異議なし)

それでは、傍聴者をお通しします。  
では、次第に沿って進めさせていただきます。まず、議事(1)「にしん幸せまちづくりプランの見直し案について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料1、2、3、当日資料に沿って説明)

委員長 ではまず、地域福祉計画、地域福祉活動計画についてご意見はありますか。9つの小学校区では難しかったという点をふまえて、3圏域に変更する合理性についての説明でした。前回の説明では包括支援体制整備事業と重なる部分が多く、理解し難い点がありましたが、今回の説明では地域たすけあい会議という柱が残り、そのベースになるのが包括支援体制整備の3圏域による活動があるということでした。

委員 3圏域ごとに、協議体とは別に地域たすけあい会議を設置していくということは分かりました。その設置に向けて活動していくのは社協のCSWだということも分かりました。今後見直し後の5年間で3地域に地域たすけあい会

議を設置するために、ロードマップのようなものが必要だと考えていたのですが、それにあたるものが本日配っていただいた資料になりますか。

事務局 現時点の提案としては、本日お配りした資料です。

委員長 今後の取り組みについては、次年度以降、随時確認していくことになります。資料2の計画前期の取り組みを見ると、ステップを踏んで推進していこうとしていましたが、協働組織の設置が広がらないなかで、ネットワークの構築がイメージし辛かったということがあると思います。この見直しで、協働組織の設置とネットワーク構築がステップではないということで、進めていただくことになると思います。

19地区に協働組織を設置することの難しさは、1次計画の時点で既に言われていることでした。そのため、2次計画では9地区に、という計画になりました。19地区に協働組織を設置することの困難さを抱えながら、今回の見直しでは3圏域でどうかという話です。

資料2の3圏域の図を見ると、飛び地などもあり、行政区の持つ強さや難しさがあることが分かると思います。だからこそ、行政として圏域を設定し、市民の側もその設定のなかで地域たすけあい会議を推進していく、さらには地域包括ケアシステムと接合を意識化することは、国の方針とも合致することだと思います。この3圏域の設定は行政が行うもので、個々の市民の皆さんにとってはズレもあると思いますが、個々の活動範囲を限定するものではありませんので、圏域を超えて活動することは大いにあると思います。今後の活動について、情報共有、実行していくうえで設定しておくということです。小学校区から3圏域の変更が今回の見直しのポイントになりますが、いかがでしょうか。

委員 コミュニティは小さいところだと考えていたのですが、活動は全市的に行っている現状です。説明をお聞きして、地域の設定にこだわらなくてもよいのではと思いました。しかし、どのように計画を推進したのかということが伝わってきません。誰が何をどのように行い、何が課題でこのような見直しをしたのか、重要な役割を果たす人の名前が地域に周知されていないなど、活動が見えてきません。計画書上も「地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう」であって「育てます」ではないですね。育てるための道筋が必要なのではないかと思います。CSWを3人から4人に増やすとのことですが、今まで活動が見えてなかった役割を1人増やして良しとするかは疑問です。相談して進めていけるよう、各地域2人ずつくらいの体制を整えても良いのではないのでしょうか。費用的な問題もあるかもしれませんが、まだ十分ではないと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。計画前期では地域をつなぐ人の顔が見えなかったというご意見をいただきましたが、計画後期ではC SWや生活支援コーディネーターをはじめ、行政が地域の様々な方とお知り合いになりつつ進めていくことが、大事なことではないかと思っています。また、色々な活動主体にまわり、地域課題や活動状況を情報共有して進めていきたいと思っています。NPOなど全市的な活動をされている方には、色々な地区にご参加いただきたいと思っています。支援体制については、まずは4人体制で計画させていただき、地域福祉活動を行っていく中で、足りないといったことが出てくれば検討していくという形で進めていきたいと考えています。

委員長 C SWは現在3名ですが、4名にするとはどういうことですか。

事務局 3圏域ごとに1名ずつ、そして総括的な担当として1名の合計4名いるというイメージです。

委員長 今回の事務局の説明では、C SWが地区担当として3名と総括的な担当の1名、先ほどの委員の意見ではそれぞれの地区に複数名想定してほしいという意見もありました。予算的なこともあるかもしれませんが、実態に合わせて必要であれば検討してもらえればと思います。ただ今回、3圏域で地域たすけあい会議を作るということを目指しているところでは、見直し案117、118ページの推進体制のところ、中福祉圏域（2層）で生活支援コーディネーターがいろいろな協議体を作っていくという説明が前回あり、今年度から具体的に進められているということがわかっています。さらに2層ではC SWがいるので、今後C SWの役割は非常に大きくなっていくのではないかと思います。まさに、協議体の中にC SWも連携を取りながら、一方で、その情報をもとにこの推進体制としての地域たすけあい会議の構築に向けて活躍していただくということになるかと思っています。そのため、社協はどのように地域たすけあい会議を進めていくのかが問われてきます。もし、各地区にC SWが複数人必要ということであれば、社協で検討することも可能かと思っています。

少なくとも今回の見直しによって、9地区で求めていた地域ネットワークの構築を3地区にした結果、C SW、生活支援コーディネーターが地区担当ということが見えるようになってきました。なので、今後の進捗管理としては、彼らたちがどこまでどのように進めていったのかを確認するということによって、責任の所在が見えてくるのではないかと思いますので、圏域の見直しを肯定的に考えて進めていければ良いのではないかと思います。

委員 現在、一番小さい区という単位でまちづくり協議会を運営しています。担当のCSWや社協へ相談はしますが、滞っているという感じはないため、一番小さい圏域としては順調に運営できていると思います。人員を増やしてほしい等何か問題があれば、そのときに要望したいと思います。

委員 CSWと生活支援コーディネーターの兼務はどこの市町でもやっているという返答が以前ありましたが、そういった体制で良いのでしょうか。課題を抱えていない区はないと思いますが、これから課題をどのように進めていくかのひとつの単位だと思います。私は、できれば兼務ではなく、CSWと生活支援コーディネーターが同格くらいで連携し合うような体制が今後必要だと思っています。

委員長 改めて確認ですが、制度的にはCSWと生活支援コーディネーターの兼務は可能ですが、現状の日進市の兼務状況について説明をお願いします。

事務局 生活支援コーディネーターについては、1層が2名、2層が3名います。1層が社協の職員で2名ともCSWと兼務しています。もう1名のCSWについては、生活支援コーディネーターと兼務はしていませんが、社協の地域推進の係長であり、他業務との兼務となっています。

委員長 果たしてこの兼務状況で良いのかという問いかけについて、制度としては問題ありませんが、より制度が充実していったときには、兼務でない状況も検討していくことが必要ではないかと思います。他にご意見等いかがですか。

委員 これまでの5年間に何をしてきたのかということの答えとして、地域での座談会がありますが、計画案34ページには平成30年度の現状値100回とあり、先日の議会の一般質問の答弁では86回開催しているとのことでしたが、これは何が違うのでしょうか。また、誰が何を話したものをカウントしているのでしょうか。今後5年間も、この指標を地域座談会ではなく、CSWが地域で誰を対象にどのような話をしたのかということが指標として問われてくると思いますので、そのあたりが分かれば教えてください。

事務局 100回と86回の違いは、計画案34ページに平成26年の計画策定時に14回やっており、これも含めて100回となっています。計画自体は平成27年からの取り組みと考えておまして、議会での答弁では14回を引いた86回で答弁させていただいております。また、地域座談会の活動状況は、平成27年度には各区に計画についての説明会やワークショップを実施していたと思います。平成28年度については、計画の説明と生活支援体制整

備の話を中心として、行政区や老人クラブ等への説明を行ったと聞いています。それ以降の年度については、主としては、生活支援体制整備の話をして地域へ回っているところですが、計画前期の後半は、主に生活支援体制整備のコーディネーターの活動や地域包括ケアの話が中心になっているかと思えます。

また、今回の計画後期の指標については、座談会の開催回数ではなく、CSW等地域福祉の活動主体に出向いたりして、情報共有や連携が結び付いていくことが重要であると考えています。平成27年度は説明会やワークショップを行いました。説明会を開催してもそのままになってしまい、そのあとに地域で何が必要なのかということがなかなか続かないのではないかと考えています。例えば、現在2層の協議体が行っているような活動については、課題や情報共有をする中で、地域で移動支援に取り組んでみようといったことに結び付いています。地域での説明会を行うよりは、できればその形の方が望ましいと考えているので、今回の指標には、座談会で地域を回ることに関するものについては指標としては外しています。

委員　そうすると、今後5年間のCSWの動きを具体的に考えたとき、3圏域に変えていく根拠のひとつに、2層の生活支援コーディネーターが地域でうまく動き出しているということがあると思います。そこでは、生活支援体制整備の話聞いてもらっており、そのベースから地域たすけあい会議の設置に向けて動いていくことを具体的に考えていくと、今2層のコーディネーターがうまく地域に回り始めている生活支援体制整備の話を出向いてしていくということの中に、地域たすけあい会議の設置に向けた話をセットにして回っていくことが、一番具体的に進めやすいのではないかと思います。そういったことをしていくのであれば、今3圏域で動き出している2層のコーディネーターを有効に活用しながら進めていくというメリットはあると思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

事務局　現在、生活支援コーディネーターが地域を回っている中で、地域たすけあい会議の設置や高齢者福祉を超えた結び付きというものを、生活支援コーディネーターの協力を得ながら地域に周知等できることは良い提案だと思いますので、そういったことも取り組んでいきたいと思っています。

委員　計画を具体的に進めていくにはどうすれば良いかを考えていましたが、19の行政区が一斉に協議体を出発させるのは難しいと思います。私の地域は、第一段階は行政区で立ち上がるのが一番やりやすいと思います。その行政区で立ち上がり、次にそれぞれの地域を広げた協議体でまとめるのが現実的なやり方かなと思います。そういったことをやっていく中で、CSWの活動が

どの程度必要かは地域によっても違うと思います。当初、CSWの活動は活発に動いていましたが、地域の受け入れ態勢の反応が鈍かったという実態がありました。CSWがどれだけ必要かはやってみないと分かりませんし、とりあえず出発させるにはどうしたらいいかと考えたところ、次のステップは小学校区単位ではまとまりやすいと思います。私の小学校区の行政区は5つですが、その5つの行政区の意見をまとめることは難しいかなと思います。とりあえず私の希望としては、それぞれの行政区で出発させていただきたいです。その前に、誰が行政区に火をつけるかだと思います。まず出発させることが最優先であり、そのための手段をみなさんと議論していただくと良いのではと思います。

委員長      みなさんが地域たすけあい会議のイメージをどう持つかということですが、これは当初から実働部隊というイメージではありません。今あったご意見のように、5つの行政区が連携して、何か大きなイベントをやるといったイメージではなく、問題の整理、地区ごとの共有、アイデアを出し合う、そして専門機関に繋げるといったことも含めて地域たすけあい会議というものは当初イメージしていました。実働部隊で活動するのは、行政や町内やまちづくり協議会等ですが、区域の中で課題を整理する、確認する場としての地域たすけあい会議を想定していました。ただ、そこにどういったメンバーが入っていくのか、区がどのように動くのかということは、大きな次の具体的な施策として必要になってくると思います。行政区をどのように動かしていくかということについて、事務局で何か案はありますか。

事務局      先ほどの委員からの意見は、地域活動を実際に地域で行う方たちの活動についての話で、まさにまちづくり協議会のことかと思います。区によってはまちづくり協議会のような状況になっているところもありますが、まちづくり協議会でなくても、まちづくり協議会のような地域活動主体なのではないかと思っています。地域たすけあい会議については、委員長が言われた通り、活動主体はあくまでそれぞれの地域活動団体として動いていただくことを考えており、地域たすけあい会議を3圏域に置くのは、それぞれの地域課題の共有や必要に応じて連携・調整を行うような組織、地域を横断することも場合によっては必要ではないかというときに、連携等できるような組織として考えています。

委員          五色園は一部そういった機能は持っています。具体的には、安全安心まちづくり委員会というものは2年間ほど活動しており、中身は今この委員会で検討しているものの一部にすぎません。また、五色園独自で行っているワンコインサービスの中に買い物支援があります。これは岩藤のアオキスーパーが

閉店したときに困っている人が出てきたという情報が入ってきたので、それを解決するために、ワンコインサービスを拡大しようとなり、その拡大する手段をどうするかということ、現在自治会が主体となって動き始めている段階です。ただ、それは五色園のほんの一部にすぎず、五色園全体のマンパワーを把握すれば、もっと五色園でやりたいことも出てきますが、そのマンパワーの把握まではいっていません。そういったことをやろうと思うと、リーダーシップをとるのは少なくとも五色園は区長が動かないと動きづらいところがあります。社協が始めたまちの守り人養成講座も、五色園は今年度に入って取り組み始めたところです。そういう状況を生むために誰がどのように火をつけるかだと思います。

委員長 3圏域の中で生活支援コーディネーターが協議体を作っていくこと、一方で、そういった関係性を踏まえながら地域たすけあい会議を3圏域の中で作っていき、最終的には、この計画を作る際に自治組織と書きましたが、市民活動を支援する中間組織を市民の手で作っていくといったようなイメージを持っていただければ良いと思います。行政に直接相談することも否定しませんが、やはり市民自治をより成熟させていくために、個々の実働部隊を支援する仕組みとして、中間支援そして自治組織として、この3圏域の中で地域たすけあい会議ができるということをイメージして計画を作ってきました。今後、行政、社協、CSW、市民、個々の組織がどのように地域たすけあい会議を作っていくかという具体的な話はできていませんが、3圏域で作っていく、そしてそのプラットフォームになりうるような基盤はあるというところまでが、今回の段階で確認できたと思います。なので、具体的にこれからCSW、区、行政、社協、市民団体はどういった形で地域たすけあい会議を作っていく、そして支え合い体制作りにも関わっていくのかというところを考えていければと思います。

委員 先ほどの2層への意見について、現在は3つの協議体ができ、私は東地区の協議体に参加しています。そこでは各字の区長・民生委員等が集まり、2か月に1回、地域の課題をどのように進めたらいいかを1時間半くらい意見交換し、必要であれば区長とも連携するといったように2層が動いていると思っています。現状そのような状況です。

委員 中地区の協議体の会議に参加していますが、協議体の会議は自分たちが主体で区の様々な行事や考えていることに対し、足りていないことを自分に思い知らせてくれるため、役に立っていると思います。CSWは私たちの火付け役となっており、人数が多いか少ないかはまだ分かっていません。

委員 68ページのコラムのところに協議体のことが書かれていますが、今後協議体をするにはなりませんので、地域たすけあい会議の目的や役割を書いていくべきではないかと思います。また56ページの社協欄に、「地域たすけあい会議の立ち上げ及び運営に対して必要な助言と支援を行う」とありますが、これと68ページの社協欄に「地域たすけあい会議の設置に取り組む」とあるように、言葉を「取り組む」という表現に揃えてほしいと思います。

事務局 表現の違いについては68ページの表現に統一する方向で検討します。コラムについては、内容を地域たすけあい会議に修正します。協議体については、他のページで関連するところがないか確認します。

委員 先ほど五色園の方から、たくさんの行政区の意見をまとめるのは難しいという意見がありましたが、こういうところを市の職員が地区へ出向いて関係者へ十分な説明をすることが行政の役割ではないでしょうか。今までそういったことを行政がやれてきたかどうかというと、私たちは疑問に思っています。社協に丸投げではなく、行政も一緒になってやらないと進んでいかないことだと思います。国も市の役割として掲げていることがあると思います。そういったことが目に見える形で今後進めていってほしいです。

委員長 区を担当している市民協働課との連携も必要になってくると思います。では次に、自殺対策計画について、ご意見等あればお願いします。

委員 まず、この計画を当事者が見たときに、これ以上絶望させるものであってはいけないと思っており、市が助けてくれそうな希望が見えるものでないといけないと思います。命がかかっていますので、丁寧に作る必要があります。そういう視点から見ると、市町村に策定義務があり国への実施状況の報告義務もあると聞いています。そういうことがありながら、今やっていることやあることを書いただけで、市として何をするのが明確に見えてきていません。その背景には、基礎調査をしていない、策定に保健所や医療、警察等が関わっていない、評価指標や目標値がないといったことがあります。この計画は地域福祉計画の中の章として設けていますが、私は活動計画が必要だと思っており、地域福祉計画と一体的に進めていくことが必要ではないかと思っています。

次に基本理念についてですが、一度決めるとずっと使うものなので丁寧に考えていきたいです。当事者が見たときにどう感じるかということがとても重要です。先ほどの説明に、「いきるを支えるまち」ではなく、「いきるを支え合うまち」が正しいとありましたが、誰と誰が支え合うのか、主語が誰なの

か。そうすると、市は何をしてくれるのかとなるとと思いますが、まずそのあたりはいかがですか。

事務局 基本理念の主語について、市として何に取り組むべきかということは施策に書いてありますが、ゲートキーパーの養成や関係機関との連携についても書かせていただいているように、自殺対策に取り組むときに、市だけが頑張れば防げるということではなく、家族や学校の先生、民生委員等地域の様々な人が気づいたり繋いだりすることは、自殺対策を進める上で必要だと考えております。市が何に取り組むべきかは書いてありますが、自殺対策全般を進めていくことにあたっては様々な人が関わってくるので、あえて主語が書いていないということはそのような意味で捉えてもらえればと思います。

委員長 ありがとうございます。確認ですが、今回の見直しで自殺対策計画と成年後見制度利用促進計画が追加されますが、表紙にこれらの計画の名前は入るのですか。

事務局 他市町でも同じように一体的に策定しているところもありますので、検討します。

委員長 他にご意見等いかがですか。

委員 95ページの自殺者の年齢構成割合で、日進市は20歳未満の女性の自殺者はゼロとなっていますが、偶然なのでしょうか。また、111ページの高齢者への支援について、移動手段がなくなると困るという悩みがたくさん出てくると思うので、支援の中に入れてほしいと思います。

事務局 まず20歳未満の女性の自殺者については、平成25年以降の資料しか手元にはありませんが、その期間はゼロとなっています。また、高齢者の移動手段については、同様の課題を抱えている地域もありますが、今年度生活支援コーディネーターが中心となって、各地域の移動支援についての取り組みを行ってきているので、そういったものも繋がるのであれば、記載させていただこうと思います。

委員長 委員からの意見にはもっと細かくという話もありましたが、一方で地域福祉計画・地域福祉活動計画は包括的に示すものです。そういった意味で、個人的には自殺対策計画は具体的に書き、もう一つの成年後見制度利用促進計画は内容が薄いように感じますが、こういったバランスは大丈夫でしょうか。

- 事務局 自殺対策計画についてどこまで具体的に書くか、また目標値はないのかという質問もありましたが、例えば周知・広報について、より具体的に誰に対してどのように周知していくのか、またその結果については、毎年度の進捗管理を行い、それを踏まえて次年度どうやるかという形でやっていけるのではないかと考えています。数値的な目標も毎年度具体的な取り組みも目標として書いていけるのではないかと考えています。
- また、成年後見制度利用促進計画については、別に具体的な計画がありますので、この計画書ではこのような書きぶりにしております。
- 委員長 例えば、虐待やマイノリティの暮らしを考えたときに、今後個別計画を作るということになった場合は、この計画に盛り込んでいくということで良いでしょうか。
- 事務局 虐待については、計画の位置づけにもある通り、高齢者虐待に関してはにしん高齢者ゆめプラン、障害者虐待は障害者基本計画、子どもの虐待については子ども子育て支援事業計画にそれぞれ記載しています。これら個別の計画を包括するのが、地域福祉計画となっています。
- 委員長 今後個別の計画が策定された場合に、この地域福祉計画にも含まれることもあり得るということですね。
- 事務局 そうです。
- 委員 今の9ページの計画の位置づけの話ですが、男女平等推進プランが入っていません。自殺対策計画を策定したということがもう少しわかりやすいように、総合計画のすぐ下に地域福祉計画、その中に自殺対策計画がある図だと良いと思います。また、自殺という言葉が何度も出てきますが、他市町で、「自殺」ではなく、「自死」という言葉で記載している計画はあるのでしょうか。
- 事務局 位置づけの図に関しては、子どもや障害者の計画は行政計画として対象者別のものを縦書きにしてあります。一方、対象者別ではない自殺対策計画や成年後見制度利用促進計画は横書きとし、全ての対象者向けで地域福祉計画に含むものということでグレー部分の内側にあります。これが、縦書きになると対象者別の計画になり、意味合いが違うということです。地域福祉計画は行政計画の部分がありますが、市民の計画でもあるため、にしん幸せまちづくりプランというくくりをさせていただくためには、この図になりました。

委員 につしん幸せまちづくりプランを総合計画の下に記載できないかなと思います。また、性的マイノリティの人は自殺率が高いため、自殺対策計画が入ったことにより、男女平等推進プランにも性的マイノリティの自殺対策のことも今後記載していかなければいけないと思っていますので、この図にも男女平等推進プランも記載してほしいと思います。

事務局 上位や下位ではなく、地域福祉計画自体が上位計画とよく表現されたりしますが、土台計画という考え方もあり、上下の関係ではなく、公助に向かうまでの土台がしっかりと地域社会に築かれてこそ、公助が機能していくような意味合いがあります。先ほど、地域福祉計画や自殺対策計画を上にした方が良いという意見がありましたが、そもそも土台の計画という意味合いが強いため下に記載しています。総合計画が上にあるので、そのような捉え方をされたかもしれませんが、土台として地域社会が強くなりながら、自助・共助があり、それでも解決できないことは公助が機能していくような土台という意味合いで捉えてもらえればと思います。

委員長 ありがとうございます。上位計画に位置付けられるので上にもっていく、あるいは土台計画なので下にある、という考え方の両方とも理解できます。今後、地域座談会等で説明していく上で、上位計画であるという位置づけ、さらには土台計画という意味合いを丁寧に説明することによって、理解は可能だと思います。ただ、これに限らず、市民がぱっと見てどこまで理解できるかどうかは問われてくると思います。

委員 「支え合うまち」という基本理念からくると、下にある理解はできました。ですが、私は、最終的に市民の命を守るのは市であり、「支えるまち」にしたいと思っていたので、上に書きたいという思いがありました。そういう考え方の違いは説明を受けて理解できました。

委員長 市民も行政もこれに基づく計画となっていますので、それぞれの解釈の中でどこに計画を位置付けるのかは悩ましいところではあります。

事務局 先ほど意見にあった「自死」という表現についてですが、他県にはなりますが、「自死」という言葉を使っている計画はあります。計画の名称は自殺対策基本法に基づいたものとして、自殺対策計画の名称を用いました。ただ、「自殺」、「自死」という言葉の使い方はケースバイケースかと思います。計画策定の研修会の場合では、学校教育において「自殺」「自死」という言葉を避けたより柔らかい表現でなければ、現場で進めるには理解を得られないという話もありました。では、全てを言い換えれば良いかと言いますと、本質

が見えてこないという部分もありますので、計画としてはきちんと示していく必要があるとして「自殺」を用いました。ただし、場合によっては「自死」や、子どもに配慮が必要な場合などは他の表現を使い分けていく方法を考えております。

委員長 計画を文章化する際には言葉を選択することになります。「自死」か「自殺」どちらを使うかということを検討して使用しているかということは問われると思いますので、行政も委員もその言葉を使う意図を理解する必要があるということですね。

委員 福祉コミュニティ意識調査について、大変有意義だったので活用させていただきます。重点事業2の新たな要支援者層や困りごとを抱える人の支援について、実際にどこが主体となるのか分かり難いと感じています。地域の支えあいで相談を専門機関に繋げた後に、たらい回しになってしまうのではないかと危惧しています。

事務局 重点事業2は地域福祉活動計画の部分になりますが、地域福祉計画の目標1（1）地域の困りごとの相談や情報提供の充実の部分で、福祉総合相談体制について、具体的な困りごとの事例を記載させていただきました。この8050世帯の場合、80歳代の方は地域包括支援センター、50歳代の方は暮らしサポート窓口が中心となり支援することになります。なので、どこが主体となるかは個別のケースによりますので、福祉総合相談体制でカバーしていると理解いただければと思います。

委員 ということは、市に投げかければ、困りごとについてケースバイケースでどこが主体となるか、福祉総合相談体制が出来上がっているということですね。

事務局 地域で解決できないような困りごとについては、専門機関が対応します。

委員 会議時間も長くなってきましたが、自殺対策計画について意見を述べさせていただきたい所が多くあるのですが、この場で発言してよろしいでしょうか。もしくは別の機会を設けていただけますでしょうか。

委員長 委員の意見は尊重させていただきたいと思います。委員会中でない場での意見ですと、行政との関係で終わらせることになりますので、委員会で共有すべきかと思われませんが、事務局はどのように判断しますか。

- 事務局 計画の構成や考え方全般に関わることなのか、個別具体的な文言の修正などなのかにもよりますが、個別具体的なものであれば、頂いたご意見を受けて修正した案を委員の皆様にご提示し、そのうえで案に反映することは可能と考えております。しかし、計画全般に関わるような部分であれば、委員会で議論いただきたいと思います。
- 委員長 では、自殺対策計画の意見をこの場でお聞きしたいと思います。
- 委員 まず、自殺の要因となる市のデータを追加願います。資料編のデータに不登校数、ひきこもり推計値、自立支援医療（精神通院）受給者数、被DV、被虐待、養育支援訪問の数、自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発の実施状況調査結果の日進市分を記載していただきたいです。105ページの福祉総合相談体制の確立について、当事者が駆け込む窓口が福祉総合相談体制になると思います。それをどう知らせるかという記述がありませんので、書いていただきたいです。107ページに自殺に対する誤った認識や偏見を払拭すると記載がありますが、自殺の要因となりうる特定の問題への差別や偏見を払拭しなければ、自殺に追い詰められる構図になると思いますので、要因への市民の理解が深まるような事業や施策を記載してください。108ページに取組として「つどいの場」と「すばる」が挙げられています。「つどいの場」を自殺対策とするのであれば、運営者や参加している方達にその認識を持ってもらえるのかということが重要になってきますので、そのあたりの取組をどうしていくのでしょうか。「すばる」について、おそらく自殺対策の予算がここで使われているので、記載されているのでしょうか。他の団体で居場所となるところはないのでしょうか。122ページの評価の指標に「すばる」の指標が挙げられていますが、どういった意味でしょうか。今は自殺対策の予算が「すばる」の養成に全て使われていると思いますが、計画策定後は市民向けの講座やリーフレットの作成に予算を分けていかなければならないと思います。110ページの若い世代への支援について、日進市ではそういうデータは出ていないかもしれませんが、先進国の中で日本は若者の自殺がとて多いという特徴があります。これを何とかするという課題がありますので、この部分をしっかりと記述していただきたいです。特に学校での取り組みについて、SOSの出し方といじめについて書いてありますが、SOSの出し方の教育をするのであれば、SOSの受け方の研修も並列して書くべきです。先生方への研修や「児童生徒の自殺予防に係る取組について」という通知も出ておりますので、例えば「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル周知、と記載するなど、きちんと受け手側のことも並列して書いていただきたいと思います。若い世代の特徴として、精神疾患の初発や、不登校、ひきこもり、発達障害の方に自殺念慮の方が多いので、そ

の方達をどうしていくのか。若者の就労支援として、ヤング・ジョブ・あいちが記載されていますが、自殺対策と言うのであれば若者サポートステーションの方が良いではないかと思えます。

事務局 頂いたご意見のうち、この場でお答えできるものについて、お伝えしてもよろしいでしょうか。

委員長 はい。

事務局 では、まず初めに 105 ページの福祉総合相談体制の確立について、ひとつの窓口ができたという訳ではなく、どの相談窓口においても連携を取り、相談に対応していくということですので、窓口がひとつになったというよりも、どの窓口においても同じ認識のもと相談を受け、連携を取っていくという趣旨です。相談窓口の周知については、107 ページの相談窓口の周知の部分に書いてございますので、こういった取組の中で窓口の相談ができるのではないかと考えております。それから、同じ 107 ページの自殺に対する偏見の払拭についてですが、その前段階でどういった要因で自殺へ至るか、その要因の偏見を無くしていく周知も必要ではないかのご指摘がありましたので、それを踏まえた記述をさせていただくとともに、取組の具体的な内容については来年度以降の事業のなかで考えさせていただきたいと思っております。108 ページの居場所について、「すばる」以外の団体もあるのではないかとありますが、こちらで調べさせていただいて、新しい団体などがありましたら、追記を検討させていただきます。自殺対策予算については、今年度 20 万円のうち半分が県の補助で事業を行っております。事業は「すばる」のスタッフも含めた精神保健ボランティアの養成を行っております。次年度以降の事業は、職員向けのゲートキーパー養成講座など、広く使い道を変更していく必要があると考えております。110 ページの SOS の出し方に関する教育に並列して SOS の受け方の研修を、というお話ですが、SOS の出し方に関する教育の資料には、SOS を受ける側が相談スキルを持っていることを前提としております。記述については教育委員会と検討させていただきます。なお、教育委員会に学校での取組を確認したところ、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアルについては、現場で周知されているという回答でした。また、愛知県教育委員会で実施した県内市町村の教職員を対象とする自殺予防の研修に全校から参加し、復命により校内で周知されているとのことですので、教職員の研修は既に行われており、それをお知らせすることは可能かと思えます。同じく 110 ページの若者の就労支援にはヤング・ジョブ・あいちではなく若者サポートステーションの記載を、とのことですが、どちらがより適切かという議論は、それぞれの事業に対する

評価になってしまいますので、どちらかを記載するというよりは、若者の就労支援としてどちらもあるということで、併記をさせていただくのもひとつの方法だと考えております。最後に、122 ページの評価指標に「すばる」が記載された意図ですが、見直し前の計画書 94 ページの指標において、見守り活動養成人数を、認知症サポーター養成人数、まちの守り人養成人数、精神保健ボランティア養成人数を合計した人数でひとつの指標として記載しておりましたが、何が含まれているのか、より分かりやすくするために分けて記載させていただいたものです。資料編へのデータの追加につきましては、こちらで確認をさせていただきまして、検討いたします。

委員長 ありがとうございます。計画にどこまで記載するかは、最終的には行政の判断になりますが、データを示すことによって自殺の要因に対する意識付けになり得るかもしれませんので、検討してみてください。委員から細かい指摘がありました。細かく記載するかは別ですが、内容について例えば「要因への理解を深める」などの表現までは記載してもよいと思います。窓口の周知については、自殺対策に限ったことではありませんので、その周知方法については検討しなければならないと思います。69 ページの重点事業2 新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援では、生活のしづらさを抱える人がいると言及しており、そこには自殺対策計画の対象となる人とも重なりますので、この地域福祉計画との関連が示せるかと思います。もう一度この委員会で議論が必要かどうかですが、修正可能な部分を修正したうえで各委員に確認してもらおうという方法もあります。事務局が先ほど説明した点は修正し、各委員に提示することは必要だと思います。来年度に、地域たすけあい会議を含めて、個別で詰めていかなければならない案件もありますので、年度で行う進捗状況の確認の中で指摘していくことでも対応可能だと思います。とりあえずは修正案を各委員に諮り、そのうえで判断をするということでもよろしいでしょうか。他に、ご意見等ありませんか。

委員 自殺対策計画について、せっかくこれだけのデータがあるのですから、それを読み解いて重点施策で対策を行わなければならないと思います。

委員長 データの見せ方や要因についてのご意見ですね。

委員 自殺の要因分析は市で行えるのですか。

事務局 全国どこの市町村も同様かと思いますが、警察の自殺についての統計を元に、国が一律に分析をしたものの提供を受けて計画策定の基礎としています。市で独自に自殺の要因分析を行うことは難しいと考えています。

- 委員長 警察が把握しているデータということです。
- 委員 今後の会議のスケジュールを教えてください。
- 事務局 パブリックコメント終了後に開催させていただきます。
- 委員 次回会議では市の考えを聞かせていただきたいと思います。
- 委員長 パブリックコメントはいつを予定していますか。
- 事務局 当初の予定では令和2年1月初旬からを予定していましたが、今日の会議で修正案をご確認いただくこととなりましたので、1月中旬から下旬に開始し、1か月間の募集期間を設けます。その後、頂いたご意見の集約、案の修正を行い、会議は2月下旬から3月上旬に開催させていただければと思っております。
- 委員長 パブリックコメントを受けて、修正をする可能性もありますね。
- 委員 責任は市にあると思います。市が社協に頼んだら、それを実施しているか監督しなければならないと思います。その体制があつてこそ計画だと思しますので、作りっぱなし、やりっぱなし、計画を作るまでが自分たちの役割と考えていてはいけないと思います。社協と市が合同で策定し、活動計画と一緒にってしまったのもあるのですが、なあなあの関係を断ち切る時期が来ているのではないのでしょうか。社協が民間の活動として前向きに地域の中に出ていく姿勢も必要ですし、それを委託した行政には監督責任がありますので、きちっとしていただきたいと思います。
- 委員長 ご意見ありがとうございます。この計画の位置づけで、行政と社協という話が出てきました。あくまで民間として行政とどのように対峙していくのか、また協働していくのかというところが問われると思います。前回会議の際に、この地域たすけあい会議を地区社協というイメージでもありうるという話を伺いましたが、ネットワーク構築の道筋を、社協として、行政として責任を考え、そして我々市民としての役割と責任を問うというのが、日進市の自治の進め方になっています。ご意見を踏まえて、計画の確認はしていきたいと考えています。各委員の皆様も今日の意見を踏まえた修正案が提示されますので、目を通していただき、パブリックコメントをどのように受け止める

かも検討したいと思います。以上で、本日の委員会の議事は終了となります。では、進行を事務局にお返しします。

事務局 その他、委員の方から何か報告や周知事項等がありますでしょうか。

委員 意見を言いそびれてしまったのですが、資料 21 ページからを拝見し、日進市にはこんなにたくさんの方が市民のために活動していらっしゃるのだと、日進市は地域の皆さんに支えていただいている地域だなと思っております。日本の中には消滅社会と言われるような地域もあり、地域の課題も人口減少のために支えられない状況になっているなかで、日進市は子どもや大学生、元気な高齢者がたくさんいるのは素晴らしいことだと思います。社会福祉法人としては、地域社会への貢献を要請されております。今後、地域にある社会福祉施設として、その社会資源を繋げ、結果的に地域が支えあえる活動をさせていただきながら、地域の方との絆を深めていきたいと思っております。

委員 (ボランティア連絡協議会講演会についての案内)  
(地域福祉フォーラムについての案内)

事務局 ありがとうございました。次回の委員会はパブリックコメント終了後、3月頃を予定しております。事前にご案内をお送りいたしますので、よろしくお願いたします。それでは、令和元年度第3回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会は終了します。本日は、ありがとうございました。

(午後 4 時 3 0 分閉会)